

# 岩手大学大学会館規則

平成16年4月1日 制定  
令和2年10月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第74条第2項の規定に基づき、岩手大学大学会館（以下「会館」という。）に関し、必要な事項を定める。

(管理運営)

第2条 会館の管理運営責任者（以下「責任者」という。）は、教育を担当する理事又は副学長をもって充てる。

- 2 責任者の職務を助け、会館の事務を処理するため主事を置き、学生支援課長をもって充てる。
- 3 会館の管理運営に関する事項の審議は、岩手大学学生支援委員会が行う。

(使用者の範囲)

第3条 会館を使用できる者は、本学の学生、職員及び責任者が特に適当と認めた者とする。

(開館時間)

第4条 会館の開館時間は、9時から21時までとする。

(休館日)

第5条 会館の休館日は、12月28日から翌年1月4日まで及び全学一斉休業日とする。

(使用日時の変更)

第6条 前2条の規定にかかわらず、責任者が特に必要と認める場合には、使用時間の延長・短縮及び休館日の使用を許可し、又は別に休館日を設けることができる。

(使用の手続)

第7条 会館を使用しようとする者は、使用願を提出し、責任者の許可を得なければならない。  
2 課外活動に使用しようとする者は、岩手大学課外活動施設規則に定める規定に準じた手続きにより、責任者の許可を得なければならない。

(使用の変更及び中止)

第8条 使用者は、使用許可を受けた後、許可の内容を変更しようとするときは、事前に責任者の許可を得なければならない。  
2 使用者は、使用許可を得た後、使用を中止するときは、速やかに責任者に届け出なければならない。

(遵守事項)

第9条 会館を使用する者は、各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 使用後は、室内を清掃し、備品を原状に復すること。
- 二 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
- 三 室内の諸施設を無断で改廃しないこと。
- 四 掲示その他、これに類するものは、所定の場所以外にはしないこと。

(使用許可の取消)

第10条 責任者は、会館の使用を許可した後、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用の許可を取り消すことができる。

- 一 使用願に虚偽の記載があったとき。
- 二 前条に定める遵守事項並びに別に定める使用心得に違反したとき。
- 三 その他使用させることが適当でないと認められたとき。

(損害賠償)

第11条 会館を利用した者が、故意又は重大な過失により、施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちに責任者に届け出るとともに、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(鍵の管理)

第12条 会館の鍵の管理は、学生支援課において行うものとする。

- 2 会館を使用する者は、使用の都度、学生支援課から鍵を受け取り、使用後は速やかに返却しなければならない。

(学外者の使用)

第13条 学外者が会館を使用しようとするときは、第7条の規定によるほか、岩手大学が別に定める規則の手続きにより許可を得なければならない。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年11月8日から施行する。

附則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。